

発行所 日本赤十字 新労働組合連合会 (日赤新労) 東京都港区西久保 広町35 (庚申ビル) TEL 03-432-1089 発行責任者 青山圭一

日赤新労

1. 労働者は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。 2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し、自由にしての健全なる発展を期す。 3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

昭和四十七年度 第二回婦人部代表者 会議開催

昭和四十八年二月十一日 於 浜松市入野町「西遠荘」

本年度第二回婦人部代表者会議は、梅かおる佐鳴湖畔で開催された。代表者十三名、オブザーバー七名、本部役員出席のもと、議長に名一日赤の菊地まさ子氏を、書記に盛岡日赤の菊地まさ子氏を選出し、終始熱心な討議を行ない、盛会のうちに終了した。出席の代表者次のとおり

- 八戸日赤 野沢 リモ
- 盛岡日赤 佐藤 律子
- 福島日赤 鈴木トク子
- 福島日赤 小室 礼
- 前橋日赤 木田とし江
- 浜松日赤 鶴岡 静江
- 名一日赤 金山喜保子
- 石黒きく江
- 愛知日赤 近藤 澄子
- 大津日赤 中川 典子
- 鳥取日赤 岡崎 節子

岡山日赤 菅野ヒロ子 執行委員長挨拶の後、本部経過報告、各単組経過報告があつて議題討議に入る。 「議題」 一、四十八年度婦人部運動方針案について 二、昭和四十八年度本部婦人部長の選出について 三、昭和四十八年度本部婦人部長の選出について討議を重ねたが、長時間に亘つて討議を重ねたが、ついに結論はでなかつた。 以上



なごやかな会場風景

昭和48年度

第3回中央委員会盛會裡に終る!!

昭和48年2月24日～25日 於 大津市「鳩の浜荘」

二月二十四日(土)～二十五日(日)の両日、寒風肌を刺すなかで、中央委員十八名、傍聴者多数出席のもと、日赤新労の本年度第三回中央委員会が、風光明媚な琵琶湖畔「鳩の浜荘」に於て盛大に開催された。 議長に八戸日赤・王藤三夫氏、書記に唐津日赤・渡辺康高氏を選出し、執行委員長挨拶の後、各部報告、一般経過報告が行われ、議題討議に入る。 「議題」 一、昭和四十八年度運動方針案について 二、昭和四十八年度予算案について 三、最低賃金の引き上げ及びそれに伴う中ダレミ是正を折り返すこと、時間外手当の増額、半日休暇制度の新設を交渉課題とするなどがとりあげられた。 四、昭和四十八年度予算案について 活発な論議の結果、本部提案を承認された。 五、本部役員並びに会計監査の推せん候補者について 六、婦人部会の決定による、婦人役員を八名中二名とすることがき



熱心に討議を行なう会場

日赤新労の輝や かしい成果!!

日本赤十字社職員住宅資金融資 現制定定される。が確認した。

本規程は赤十字の、厚生福祉対策の一環として設けられたものであり、本制度の新設については、日赤新労がかねてからとりあげた懸案事項である。他の日赤内労働団体からは未だ提案されていなが、本社としても時宜に適切な問題として関心を払っていたもので、新労の熱心且つ粘り強い団交によって日の目を見るに至ったといつても過言でない。 その詳細は別項のとおりであり大綱は次のとおりである。 一、融資を受ける職員の資格 十年以上の在職者であつて、施設長が借入金償還能力ありと認められた者。 二、融資額 十万円を単位とし、退職金の八〇％以内であり、その限度は二〇〇万円迄とする。 三、償還方法 十カ年平均等月賦 四、利率 月利〇・五四％ 以上

本連内第二〇号 昭和四十七年二月二十五日 日本赤十字社職員 住宅資金融資規程 第一章 この規程は、職員が住宅を新築又は購入(土地の購入を含む。)する資金に際し、社長が特定の金融機関と締結する住宅資金融資契約に基づき、当該金融機関から融資を受ける場合の条件及び手続き等について定めるものとする。 第二章 融資を受ける職員の資格 第二条 この規程により融資を受けることができる職員は、次の各号のすべてに該当するものとする。 (1) 日本赤十字社職員退職一時給付金等支給規程第一条に掲げる職員として一〇年以上在職している者。 (2) 職員が居住するための住宅を新築若しくは購入(附帯する土地の購入を含む。)し又は二年以内に住宅を新築するための土地を購入することにつき、融資を受けてから前段の場合は六箇月以内に新築し、後段の場合は三箇月以内に購入することが確定であること。 又は支那若しくは病産院又は血液センターの長(以下「施設長」といふ)が確認した。 (3) 職員の借入金償還能力につき、当該施設長が確認であることと認められた者。 (4) この規程による融資を、以前に受けていない者。 第三章 融資額の限度 第三条 融資額は一〇万円を単位とし、当該職員が借入金申込時に退職したと仮定した場合に支給される退職一時給付金の八〇％以内の額であつて、かつ、二〇〇万円を限度とする。 第四章 融資金の償還 第四条 融資金は、融資を受けた月の翌月から一〇周年元利均等月賦の方法により償還するものとする。ただし、償還の途中で未償還残額を一時払とすることができるとする。 2 施設長は、融資を受けた職員の毎月の給与額から元利均等月賦償還額を控除し、これを毎月二日までに当該金融機関に送付するものとする。 第五章 融資金の利率 第五条 融資金の利率は月利〇・五四％とする。ただし、金融情勢の変化等の事由により変更することができるとする。 第六章 融資の申込 第六条 職員が融資を受けようとするときは、所定の住宅資金借入申込書(二通)に所要事項を記入し所屬施設長を通じてこれを社長に提出するものとする。 2 施設長は、前項の申込書につき審査のうえ、融資を可とするものを社長に送致するものとする。 第七章 融資の決定 第七条 社長は、前条の申込書の提出があつたときは、審査のうえ、融資を可とするものにつき当該職員の申込書に社長の融資依頼書を添えて、これを金融機関に送付するとともに融資の決定につき施設長を通じて当該職員に通知するものとする。 第八章 融資の決定を受けた職員は、次の書類を当該金融機関に提出しなければならない。 (1) 金融消費貸借契約書一通 (2) 金銭消費貸借契約書一通 第九章 融資を受けた職員が償還の途中で次の各号の一に該当する場合は、融資金の未償還残額

